

緊急申し入れ書提出

～新型コロナウイルス陽性者確認をうけて～

申し入れ事項

- ①早急に当該校に対して、臨時休校の措置をし、教職員にも在宅勤務や出勤困難休暇などで2週間は健康観察を続け、検診を受けた生徒及び教職員全員がPCRまたは抗体検査を受けられるようにすること。
- ②これらの問題が発生したときは、県教育委員会が窓口となり、責任をもって、県民の不安にこたえるような情報発信をするとともに、関係機関との対応を進めること。
- ③陽性者や、陽性の可能性のある人、関係のある人に対する差別を行わないようにといった啓発活動を、県教育委員会と県の保健当局とで協力して実施すること。
- ④生徒の不安解消のための専門相談員を派遣すること。

青森高教組は、7月14日、県教育委員会に対して、「新型コロナウイルス感染症陽性者確認に関する緊急申し入れ書を提出しました。

7月9日、約2か月ぶりに青森市内において、新型コロナウイルス陽性者が確認されました。青森市の発表により、青森市内医療機関従事者であること、陽性確認前に、青森市内の高校で検診を行っていたことが明らかになりました。県教育委員会からは、7月10日にスポーツ健康課長名による通知が発出され、「当該校医が検診を行っていた学校の関係者の中には、濃厚接触者と特定された者はいないと保健所から当該校に連絡がありました。このため、当該校では、出席停止等の措置をとることなく、通常どおり生徒を出校させておりますので、各校においても、児童生徒に動揺が広がることのないよう対応願います。」としました。しかし、週明けになると、当該校における関係者や保護者への対応の混乱、生徒・教職員・保護者の不安感、青森市内高校生への差別的な視線などの課題が明らかになってきました。発熱がないことは感染していないことを証明するものではなく、「濃厚接触者」とされなくても、陽性者との接触があった時点で感染の可能性を考えるべきです。

青森高教組は、十分な感染対策をした上での生徒の学習権の保障には賛成しますが、生徒や教職員が、偏見の視線にさらされ、不安を抱えながら学校生活を送っていることに憂慮しています。感染者がでるかもしれないという視点で対応しなければ、感染が防げないどころか更に広がる恐れがあります。また、一連の対応についても判断材料となる十分な情報も与えられないまま、当該校に対応が丸投げされています。生徒・教職員が不安と混乱を抱えたまま教育活動に取り組むことがあってはなりません。安心して学習に取り組むことができる環境づくりが急務です。何よりも生徒・教職員の命と健康を守るための対応が求められると考え、上記の申し入れ書を提出しました。

県教育委員会では、教職員課人事制度グループ山本総括主幹が受け取りました。申し入れのほとんどの所管はスポーツ健康課であることから、組合からの申し入れについてはきちんとつたえると回答しました。